気候変動を踏まえた河川施設のあり方検討委員会 設置要綱

(目的)

第1 近年、全国的に豪雨災害が激甚化・頻発化するなど気候変動の影響が顕在化してきており、さらに、今後、降雨量の増加や海面上昇、台風の大型化等が見込まれる。このため、将来の気候変動の影響を踏まえた都の河川施設整備方針等を検討するため、「気候変動を踏まえた河川施設のあり方検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2 検討委員会は、次の事項について検討する。
 - (1) 目標整備水準に関する事項
 - (2) 河川施設の基本的な整備の考え方に関する事項
 - (3) 今後の整備の進め方に関する事項
 - (4) その他必要な事項

(構成)

第3 検討委員会は、別紙に掲げる委員により構成する。

(委員長)

- 第4 検討委員会には、委員長を置くものとする。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討委員会の議事を主宰する。
- 4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定 する委員がその職を代理する。

(オンラインによる検討委員会)

第5 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や 効率的な検討委員会の運営など、委員長が必要と認める場合は、オンライン(映像と 音声の送受信等により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法 をいう。)を活用した検討委員会を開催することができる。

(検討委員会等の公開)

第6 検討委員会並びに議事要旨及び検討委員会に係る資料(以下「検討委員会等」 という。)は原則として公開とする。ただし、委員長は公開することにより、公平か つ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由 があると認めるときは、検討委員会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7 検討委員会の事務局は東京都建設局河川部計画課に置き、その事務は事務局が 処理するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討委員会運営に必要な事項、その他必要な事項は、検討委員会で定める。

附則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。

【気候変動を踏まえた河川施設のあり方検討委員会】

委 員 一 覧

氏名	職名
(学識委員)	
山田 正	中央大学研究開発機構 教授
知花 武佳	東京大学大学院 工学系研究科 社会基盤学専攻 准教授
今田 由紀子	気象庁気象研究所 気候・環境研究部 主任研究官
廣井 悠	東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 教授
朝日ちさと	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授
(行政委員)	
佐藤 寿延	国土交通省水管理・国土保全局 河川計画課長
齊藤 俊之	東京都建設局 河川部長
(オブザーバー)	
芝崎 晴彦	東京都総務局 防災計画担当部長
朝山 勉	東京都都市整備局 都市基盤部長
片寄 光彦	東京都港湾局 港湾整備部長
猪八重 勇	東京都下水道局 計画調整部長